

千葉市公告第359号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月1日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名及び予定数量

令和3年度特殊健康診断（腰痛健診・給食調理員健診）業務委託（単価契約）

ア 腰痛健康診断 959人

イ 給食調理業務従事者健康診断 149人

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

千葉市役所本庁舎又は千葉中央コミュニティセンター会議室若しくは受注者が設置又は管理運営する健康診断施設内（千葉市内に限る）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべきものにあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年以内において、事業所からの委託により、特殊健康診断を履行した実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局総務部人材育成課健康管理班

電話043-245-5038

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

- (2) 提出場所等 公告の日から令和3年6月10日(木)午後5時00分(必着)までに前記3の契約事務担当課へ郵送により提出すること。

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和3年6月17日(木)午前10時00分

- (2) 入札及び開札の場所 千葉中央コミュニティセンター4階 41会議室

- (3) 入札方法 総価で行う。ただし、契約する金額は健康診断の種類ごとの単価契約とする。なお、入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

※感染症拡大防止対策により、本件は郵便等による非参集型入札とする。

※入札書等は前記3の契約事務担当課へ令和2年6月16日(水)午後5時00分(必着)までに書留郵便により送付すること。

<留意事項>

- ・期限までに提出先に到着しない場合は失格とする。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。
- ・入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により送付すること。
- ・内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)すること。
- ・入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

- (4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、当該入札者に照会することがある。

- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市総務局総務部人材育成課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 入札に係る書類は、前記4(1)の当該事業のホームページよりダウンロードすること。